

ウェルカム商店街事業助成金事業運用方針

ウェルカム商店街事業助成金事業の実施にあたって、ウェルカム商店街事業助成金交付要綱に定めるもののほか、助成団体が留意すべき事項または配慮すべき事項について、次のとおりウェルカム商店街事業助成金事業運用方針として示すこととする。

第1 キャンペーンの期間等

1回のキャンペーン事業の取組期間は1か月以内とし、事業実施団体が期間及び実施日等を定めるものとする。

第2 1店舗あたりの助成額

1回のキャンペーン事業における参加店舗への助成金については10,000円以上15,000円以下とし、事業実施団体において定めるものとする。

第3 販売等の数量の確保

商店街や飲食店の販売促進または利用促進というキャンペーンの趣旨を踏まえ、特売セール等における対象商品またはサービスの数量を一定程度確保する観点から、参加店舗においては、割引・値引率を概ね2割以下に抑え、かつ、販売数量は概ね30以上を用意するものとする。

第4 キャンペーンと連動した自主的な取組

キャンペーン事業の実施にあたっては、事業実施団体及び参加店舗において、キャンペーン実施に合わせて、助成対象となる特売品等以外についても売上の増加につながるよう自主的な取組に努めるものとする。